心のほけんだより

2023年12月4日発行 No.12 天王寺川中学校 保健室

12月10日は世界人権デー

～12月4日～12月10日　人権週間～

「誰(だれ)か」のことじゃない。

人権とは自分と全ての人々が幸福になる権利です。私たちの身の回りには、いろいろな人権問題があります。私たち一人ひとりが、様々な人権問題を「誰(だれ)か」のことではなく、自分のこととして捉(とら)え、互いの人権（人格・尊厳(そんげん)）を尊重し合うことが大切です。

「子どもの権利条約」を聞いたことがありますか？この条約は、1989年に国際連合が作りました。日本は、この条約に1994年に批准(ひじゅん)（最終的な同意の手続き）しました。そして、日本では「こども基本法」が成立（2023年4月施行）しました。

「子どもの権利条約」は、国や親、先生などの大人が、世界中の子どもたちの権利を守っていく約束です。しかし、権利の主役であるみなさん（子どもたち）が、この条約を知ることが大切です。ここでは、「子どもの権利条約」の４原則を伝えます。

❶差別が禁止されていること（第２条）

❷大人は、子どもにとって最も良いことを最優先に考えること（第３条）

❸命を守られ成長できること（第６条）

❹意見を表明し参加できること（第12条）

人は、自分と違(ちが)ったり、よくわからない相手を仲間はずれにしたり、無視したりしてしまうことがあります。これも「差別」です。

第２条では、子どもたちを取り巻く差別を禁止し、どんな理由であっても子どもたちが差別を受けないように保護することを定めています。

みなさんは誰(だれ)もが、この世界でたった一人しかいない特別な存在です。「自分とは違(ちが)うから」といった理由で差別することも、されることも、絶対に許されません。

～「子どもの権利条約」を詳しく知りたい人はこちら～

日本ユニセフ協会：http://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri